

【A地区(宅地)】

(1) 建築物の形態 色彩、素材等	① 形態	屋根は、周辺と調和したデザインとする。
		外壁は、周辺と調和したデザインとし、分節化等により圧迫感を軽減するよう配慮するとともに、街路景観の形成にも努める。
		外壁は、樋や給排水管、ダクト等の設備類は隠蔽するよう配慮する(共同住宅の場合は、物干し、アンテナ等バルコニーから外部に見えないように工夫をする。)
	② 色彩	屋根は、無彩色(有彩色の場合は、明度3以下、彩度6以下)を基本とする。また、光沢のないものを使用する。
		外壁は、ベースカラー(外壁の多くを占める色彩)は、Y、YR系を基本とし、Y系は彩度2以下、YR系は彩度3以下とする、その他の色相は彩度2以下とする。また、各色相は明度7以上とする。
	③ 素材	周辺環境と調和しやすく、違和感の少ない材料を使用する。
		光る材料、反射する材料の使用は出来ない。
		丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料を使用する。
	④ 建築物(商業施設)の低層部	壁面は、長大で無窓など単調な壁面になるのを避け、ショーウィンドウや窓を付けるなどデザインに工夫をする。
		ショーウィンドウなどの外壁側は透過性のあるガラス等を使用し、うるおいやにぎわいのある空間づくりに努める。
		夜間の景観に配慮するため、閉店時はパイプシャッター等を活用するなど閉鎖性を軽減するとともに、不要な光を外部に発散させない等の工夫をし、省資源化を図る。
		日よけテントを設置する場合は、必要最小限度のものとし、通りのにぎわいと品位を高めるデザインとする。また、色彩は無地で建物に調和したものとする。
(2) 敷 際		道路・駅前広場と一体となる素材を用いて、質感のある仕上げ、緑化を行い、にぎわい・ひろがり演出する。
(3) 敷地内の緑化		前面道路側へ積極的な緑化を行う。また、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。
		シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。
		擁壁周辺には緑化(植栽)を行う。
(4) 工作物	① 擁 壁	周囲と調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。また、垂直緑化等による圧迫感の軽減を図る。
	② デッキ等	周囲と調和したデザインとし、ベースカラーは建物、周辺環境と調和する色彩を使用する。
	③ 塀 等	建物本体や周辺のまちなみに調和したデザインにする。
		高さは2m以下とし、高さ1.2mを超える部分は、ネットフェンス、鉄柵など開放的で、かつ、透視性のあるものとする。
		生け垣を設置する場合は、道路に面して連続性をもたせ、高さは1m程度とする。

【A地区(宅地)】

(5) 広告物等	① 全般	広告物の表示内容は、建物名称、会社名など自己用のみとする。
		地色は低彩度色を使用し、建築物や周辺環境に調和するデザインとする。
		広告物の面積等は、1敷地を基準とする。 ただし、1敷地内で明確に用途・管理等が異なる建物が建築される場合についてはこの限りではない。
	② 壁面広告	建物の2面に掲出出来るものとする。
		大きさは1敷地内で合計7㎡以下(③に規定する独立広告の表示面積を含む)とし、1壁面で掲出出来る大きさは取付壁面の1/25以下(③に規定する独立広告の表示面積を含まない)とする。
		市道千里丘三島線(以下、「三島線」)に接する敷地については、大きさは1敷地内で合計10㎡以下(③に規定する独立広告の表示面積を含む)とし、1壁面で掲出出来る大きさは、取付壁面の1/25以下かつ7㎡以下(③に規定する独立広告の表示面積を含まない)とする。
		切り文字等を用い、建築物や周辺環境に調和するデザイン性を考慮した看板とすること。尚、切り文字の面積は‘面’として算出する。
		複数の広告を掲出する場合は、大きさ及び意匠形態の統一を図るものとする。
	③ 独立広告	1敷地内に1か所とし、高さは1階軒高以下かつ5m以下とする。
		広告面は2面(表・裏)までとする。尚、2面使用の場合の面積は2倍として算出する。
		大きさは片面で1.5㎡以下とし、地色は低彩度色を使用し、建物や周辺環境と調和する色彩とする。
	④ 管理用広告物	自己の管理する土地又は建物に管理上の必要に基づき表示する広告物の設置は必要最小限とし、低彩度色を使用して建築物や周辺環境に調和するデザインとする。
		建物名称・企業名・企業ロゴ及びコーポレートカラーによる着色などのないものに限る。
	⑤ 照明等	夜間の環境や景観に配慮した落ち着いたものとする。
	⑥ 掲出出来ない 広告物	屋上広告、窓面広告(窓の内側から貼り付けるものも含む)、突出広告、スタンド広告、懸垂幕、アドバルーン、立て看板、はり紙、ひさし広告、のぼり等は掲出出来ない。
		蛍光色・ネオン管・電光表示装置・反射板を使用したもの、点滅広告物は使用出来ない。
		コンビニエンスストア、商店等の有彩色のラインサイン等の掲出は出来ない。

【A地区(宅地)】

(6) 駐車場・駐輪場		車の出入り口は原則1か所とし、駐車形態はいわゆる“串刺し”状態(道路から直接駐車する形態)は行わない。
		出入り口は、建物や周辺環境と調和したものとし、歩行者の通行を視認しやすいよう配慮する。
		駐車場は原則建物内部に設置するものとし、屋外に平面式駐車場又は機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、公共空間から駐車車両等が直接見えないように設置場所及びデザインに十分配慮し、屋根及び外壁で囲むものとする。
		駐車区画の舗装等の仕上げは質感のある素材などで工夫をする。
		駐輪場は、原則建物内部に設置するものとする。 やむをえず外部へ設置する場合は、公共空間から自転車・バイク等が直接見えないように設置場所及びデザイン・色彩に十分配慮し、屋根及び外壁で囲むものとする。
		商業施設の荷捌き駐車場の収容台数は、荷待ち等による道路上での停車又は駐車が発生しないよう十分配慮したものとする。
(7) ゴミ置き場		壁面後退区域には設置出来ない。
		建物内部に設置し、清掃など維持管理に努める。
		建物と別に設置する場合は、位置を考慮し、建物と一体的なデザインとし、屋外にあっては、屋根を設けること。
		公共空間から扉が直接見えないよう建物の配置や植栽等で工夫をする。また、動物が進入しないように工夫をする。
(8) その他の付帯施設		受水槽、電気室等の付帯施設は、建物内部に設置する。屋外に設置する場合は、植栽等により外部から見えないように工夫をする。
(9) 維持管理		劣化しにくい材料を使用し、褪色や汚れには速やかに対処するなど維持管理に努める。
(10) 自動販売機		自動販売機は壁面後退区域には設置出来ない。
		必要に応じて設置する場合は、建物と一体化して設置し公共空間から直接見えないように工夫をする。
(11) 更地の管理		建設工事に着手するまでは、周辺に配慮した適切な管理を行う。
(12) 工事期間中に設置される ・仮設建築物 ・仮設工作物 ・仮設広告物 (公衆から視認されないものを除く)	① 仮設建築物 仮設工作物	原則として(1)～(4)の基準を順守すること。
		工事中の仮囲いは、安全確保に努めると共に、緑をイメージするようなイラストなどを設置し、道路を通行する人に楽しさ、親しみのある仮囲いとすること。
	② 仮設広告物	原則として設置出来ない。 ただし、本体工事の完成予想図など、本体工事に関するもので公衆への情報提供として必要と認められるもの、及び公共性のあるものについてはこの限りでない。
		設置する場合は、過大な広告を避け集約化を図るなど、デザインや周辺景観に配慮したものとする。

【B地区(駅前広場・道路空間)】

(1) 駅前広場	① 広告物等	広告物等は掲示出来ない。
		掲示できるものは、総合案内、乗り場・行き先案内、時刻表及び公共的掲示物のみとする。 ただし、短期間かつ公共性の高いものについては、この限りでない。
		公共的通路についても、掲出方法に十分配慮する。
	② 誘導サイン	誘導サイン(駐車場・駐輪場・駅案内等)は、一体的なデザインとする。
掲示物の地色は低彩度色を使用し、建物や周辺環境と調和する色彩とする。		
原色・蛍光色はアクセントとしてのみ使用するよう努める。		
支柱等の素材についても、周辺の景観に調和した材料を使用する。		
(2) 道路空間	① 路面舗装	歩道は景観に配慮した舗装材を使用する。
	② 道路照明	統一のとれた道路照明とする。
		照明灯は、周辺環境に配慮した色彩・デザインとする。
	③ 電柱	無電柱化に努める。
④ 案内標識 等	原則として、管理者等が設置する標識、案内板などの他は設置出来ない。 ただし、短期間かつ公共性の高いものについては、この限りでない。	
	案内板、支柱のデザインや色彩は統一を図り、かつ景観に配慮したものとする。やむを得ず歩道上に設置が必要なもの(配電機等)は、必要最小限のものとし、周囲の景観に合致した色彩にする。	

附則 この基準は平成22年11月1日より施行する